

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3363号)

令和8年7月16日

横 情 審 答 申 第 3363 号

令 和 8 年 7 月 16 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年10月22日建市第1861号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「2024年12月2日12:12付FAX」外12件（別紙一覧）の開示決定及び「2024
年12月2日9:55付けFAX」外136件（別紙一覧）の一部開示決定に対する審査
請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「2024年12月 2 日12:12付FAX」外149件を特定し、開示又は一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和 6 年12月 2 日から 6 日まで及び令和 7 年 3 月22日から 28日までの期間内に市営住宅課管理係に出した文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 9 月12日付で上記 1 記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った開示又は一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

審査請求人は、開示請求書に「市営住宅管理係に出した総ての文書 令和 6 年12月 6 日を含む 1 週間（12月 2 日～12月 6 日）令和 7 年 3 月28日を含む 1 週間（3 月22日～3 月28日）」と記載していることから、本件審査請求文書を特定した。

審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求文書以外にも、令和 6 年12月 6 日及び令和 7 年 3 月17日から28日までの期間において、他にも市民から提出を受けた文書が存在するはずであるとの旨の主張をしているが、前者については、本件審査請求文書以外には対象となる文書は作成も取得もしておらず、後者については、令和 7 年 3 月17日から21日までの期間は本件開示請求で指定している期間外に収受した文書であることから特定を行っておらず、令和 7 年 3 月22日から28日までの期間は本件審査請求文書以外には対象となる文書は作成も取得もしていない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書以外にも令和 6 年12月 6 日に市民から提出を受けた文書があるはずなので、これを特定し、開示せよ。

- (2) 本件審査請求文書以外にも令和7年3月17日から28日までの間に市民から提出を受けた文書があるはずなので、これを特定し、開示せよ。

5 審査会の判断

- (1) 建築局市営住宅課における収受文書の管理について

建築局市営住宅課において収受した文書については、必要に応じて担当内で供覧したのち、文書を収受した年度内は保存を行い、次年度に順次廃棄している。本件開示請求は、令和6年度収受文書について令和7年度に開示請求を受けたものであったが、令和6年12月の収受文書は一部廃棄済み、令和7年3月の収受文書は廃棄前の状態であった。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和6年12月2日から12月6日まで及び令和7年3月22日から3月28日までの間において、建築局市営住宅課管理係にて収受した全ての行政文書と解される。

- (3) 本件審査請求文書の特定について

ア 審査請求人は、対象文書の追加特定を求めているものと解されるため、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 本件開示請求の対象期間に建築局市営住宅課管理係が収受した文書については、形式を問わず全て特定し、決定を行っている。

- (イ) 審査請求人が主張する文書のうち、令和6年12月6日付で市民から提出された文書については、本件審査請求文書以外に当該期間における収受文書は確認できなかった。

- (ウ) また、審査請求人が主張する文書のうち、令和7年3月17日から28日までの間に市民から提出された文書については、本件開示請求で請求されている期間は令和6年12月2日から12月6日まで及び令和7年3月22日から3月28日までであり、令和7年3月17日から3月21日まで付で収受している文書は対象外であることから特定しておらず、令和7年3月22日から3月28日までについては、本件審査請求文書以外に当該期間における収受文書は確認できなかった。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件処分については、対象文書の特定に足りないところはないと認められる。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を特定し、開示又は一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 10 月 22 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 8 年 5 月 21 日 (第326回第三部会)	・ 審議
令和 8 年 6 月 18 日 (第327回第三部会)	・ 審議